

「須坂市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確認」に対する意見について

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要と意見聴取の目的

「こども誰でも通園制度」とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で利用できる制度です。

市では、「学校法人 聖母マリア学園」及び「学校法人 双葉学園」から認可申請があり、条例等の法令に基づき審査をした結果、認可が適当と判断しました。

認可後、事業者が給付を受けるためには、市から「須坂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、給付の確認を受ける必要があります。

つきましては、特定乳児等通園支援事業者は、確認を受ける前に「子ども・子育て会議」の委員に意見聴取を行うこととしております。

上記のことから、今回、委員各位にご意見をお伺いするものです。

なお、事業内容についてご不明な点などございましたら、子ども課担当にお問合せください。

2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施園

- ・マリアこども園 (須坂市大字須坂 1092 番地)
- ・マリアこども園西須坂分園 (須坂市大字福島 386 番地 1 イオンモール須坂内)
- ・須坂双葉幼稚園(須坂市墨坂四丁目7番4号)

3 給付確認予定日 2026年4月27日

4 確認予定施設及び実施方法

(1)マリアこども園

項目／園名	マリアこども園	マリアこども園西須坂分園
施設種別	幼保連携型認定こども園	
事業区分	一般型(専用室独立) 一般型(在園児合同)	余裕活用品
設置者	学校法人 聖母マリア学園	
設置場所	須坂市大字須坂 1092 番地	須坂市大字福島 386 番地 1
保育室等の種類	保育室	保育室
利用方法	柔軟利用	定期利用

利用定員	0歳児1人、1歳児2人、2歳児2人 合計5人	利用定員 19 人の範囲内
職員配置数	保育士 1人(専従)	クラス担任
食事の提供	給食・おやつ(あり)	
開所日・閉所日	開所日:月～金曜日 10:00～15:00 閉所日:土・日曜日、祝日、年末年始等	
利用料金	1時間当たり 300 円、 (給食ありの場合)+400 円、(おやつありの場合)+100 円	

(2) 須坂双葉幼稚園

項目／園名	須坂双葉幼稚園	
施設種別	幼稚園型認定こども園	
事業区分	一般型(在園児合同)	余裕活用型
設置者	学校法人 双葉学園	
設置場所	須坂市墨坂四丁目7番4号	
保育室等の種類	保育室	
利用方法	定期利用	定期利用
利用定員	2歳児 2人	利用定員 18 人の範囲内
職員配置数	保育士 1人(専従)	クラス担任
食事の提供	給食・おやつの提供は行わず、弁当持参	
開所日・閉所日	提供日:月～金 10:00～12:30 提供を行わない日:土日祝日、年末年始、その他年間行事計画による	
利用料金	1時間当たり300円	

5 確認基準の審査結果

確認を行うための基準については、国が定める基準に基づき、市において「須坂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」で定めています。

確認基準は、マリアこども園、マリアこども園西須坂分園、須坂双葉幼稚園の3園ともに下記の基準を満たしています。

条例に基づく確認基準の事項

条	条文	基準可否
第1条	「趣旨」	基準を満たしています
第2条	「特定乳児等通園支援事業者の一般原則」	基準を満たしています
第3条	「利用定員に関する基準」	基準を満たしています
第4条	「面談」	基準を満たしています
第5条	「正当な理由のない提供拒否の禁止」	基準を満たしています

第6条	「あっせん及び要請に対する協力」	基準を満たしています
第7条	「乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認」	基準を満たしています
第8条	「乳児等支援給付認定の申請に係る援助」	基準を満たしています
第9条	「心身の状況等の把握」	基準を満たしています
第10条	「特定教育・保育施設等との連携」	基準を満たしています
第11条	「特定乳児等通園支援の提供の記録」	基準を満たしています
第12条	「支払」	基準を満たしています
第13条	「乳児等支援給付費の額に係る通知等」	基準を満たしています
第14条	「特定乳児等通園支援の取扱方針」	基準を満たしています
第15条	「特定乳児等通園支援に関する評価等」	基準を満たしています
第16条	「相談及び援助」	基準を満たしています
第17条	「緊急時等の対応」	基準を満たしています
第18条	「乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知」	基準を満たしています
第19条	「運営規程」	基準を満たしています
第20条	「勤務体制の確保等」	基準を満たしています
第21条	「利用定員の遵守」	基準を満たしています
第22条	「掲示等」	基準を満たしています
第23条	「乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則」	基準を満たしています
第24条	「虐待等の禁止」	基準を満たしています
第25条	「秘密保持等」	基準を満たしています
第26条	「情報の提供等」	基準を満たしています
第27条	「利益供与等の禁止」	基準を満たしています
第28条	「苦情解決」	基準を満たしています
第29条	「地域との連携等」	基準を満たしています
第30条	「事故発生の防止及び発生時の対応」	基準を満たしています
第31条	「会計の区分」	基準を満たしています
第32条	「記録の整備等」	基準を満たしています
第33条	「電磁的記録」	基準を満たしています
第34条	「補則」	—

※参考:こども誰でも通園制度における確認基準は、保育所等の確認基準に基づき定められていることから、保育所等として確認されている施設での実施の場合は、確認基準はすでに満たされております。

本事業に関する問合せ先: 須坂市教育委員会子ども課 児童保育所係
TEL 026-248-9026(課専用)